

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年7月22日 10時05分ごろ
発生場所	千葉県 <small>きよなん</small> 南町大六海岸西方沖 勝山港 <small>かつやま</small> 北防波堤灯台から真方位021° 1,150m付近 (概位 北緯35° 07.2′ 東経139° 49.8′)
事故の概要	水上オートバイ <small>カニタ</small> KANTA及び水上オートバイ <small>ジーピー</small> GP800は、共に遊走中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ KANTA、0.1トン（長さ2.85m） 232-44348千葉、個人所有 B 水上オートバイ GP800、5トン未満（長さ2.45m） 231-17690千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型 同乗者B
負傷者	A なし B 重傷 1人（同乗者B）、軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷 B 船首部外板に亀裂を伴う擦過傷、ハンドルレバー右舷側に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、急旋回を行うなどして遊走中、その左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人である同乗者Bを乗せ、急旋回を行うなどして遊走中、A船と衝突した。 B船は、同乗者Bが右骨盤骨折を負い、船長Bが右上腕部及び右ふくらはぎの打撲を負った。
分析	A船及びB船は、共に急旋回を行うなどして遊走中、両船が衝突した可能性があると考えられるが、船長A及び船長Bから協力が得られなかったことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、A船及びB船が、共に急旋回を行うなどして遊走中、両船が衝突した可能性があると考えられる。